



保健センターからののお知らせ

●問い合わせ● 鴻巣保健センター(☎543-1561、FAX 543-5749)
吹上保健センター(☎548-6252、FAX 549-2696)



マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、令和2年4月より全面施行されます。

平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」により、段階的に敷地内禁煙又は原則屋内禁煙とすることが義務付けられました。

本市では、既に敷地内禁煙となっている保育所、小・中学校、放課後児童クラブ等に加え、7月から両支所、公民館等の敷地内を全面禁煙とします。

なお、本庁舎では、屋外に閉鎖型喫煙所を設置しています。



病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

今年7月1日から「敷地内禁煙」

※基準を満たせば屋外に喫煙場所設置可



飲食店・事務所など

飲食店、事業所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶、鉄道、その他全ての施設

来年4月1日から「原則屋内禁煙」

※条件を満たす喫煙専用室設置可

令和元年	令和2年
7月	4月
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 7/1 学校・児童施設、病院・診療所など一部施行(敷地内禁煙) </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 4/1 飲食店、オフィス・事業所など全面施行(原則屋内禁煙) </div>	

お問い合わせ／○受動喫煙対策コールセンター
(☎03-5539-0303・平日9時30分～18時15分)
○鴻巣保健所(☎541-0249)

年齢によりワクチン接種回数が増え、昭和20年代以降に生まれた人は2回、昭和37年度以降の出生年度に生まれた女性と、昭和54年度以降の出生年度に生まれた男性は1回、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は0回であり、十分な免疫を持たない人達が増えた事が原因のひとつ

近年、全国的に急速に感染が拡大しています。感染者の9割が成人であり、男性が女性の約3.5倍、男性は20～40代、女性は20代に多くなっています。

節腫脹などの症状が出るものと体外に排泄されるウイルス量は減少し、伝染力は下がります。発症後の特別な治療法はありませんので、あらかじめワクチンの接種を受け、免疫を獲得し、流行を抑制することが大切です。

風疹の主な感染経路は、つばが飛ぶことによる飛沫感染です。感染から約2週間後、発熱・発疹・リンパ節腫脹などの症状が出るものと体外に排泄されるウイルス量は減少し、伝染力は下がります。発症後の特別な治療法はありませんので、あらかじめワクチンの接種を受け、免疫を獲得し、流行を抑制することが大切です。

昭和37年4月2日、昭和54年4月1日生まれの男性に対して、風疹抗体検査と、検査後の対象者に対するワクチン接種の補助制度が始まりました。対象者は積極的にこれらを活用し風疹の流行をさせないようにしましょう。

妊娠20週頃までの妊婦が風疹ウイルスに感染すると、出生児が先天性奇形などを発症する可能性があります。妊娠してからワクチンの接種を受けることができませんので、妊娠前に免疫を獲得しておくことが重要です。妊娠を希望する女性や、妊婦の家族のうち、今までに風疹にかかったことのない方は、抗体検査を受けて、抗体価が低い場合には接種を検討しましょう。妊娠とは関係のない方も、今年4月から、昭和37年4月2日、昭和54年4月1日生まれの男性に対して、風疹抗体検査と、検査後の対象者に対するワクチン接種の補助制度が始まりました。

と考えられています。ワクチンの接種によって、95%以上の人が免疫を獲得できます。また、2回の接種を受けることで多くの方に免疫をつけることができます。

と考えられています。ワクチンの接種によって、95%以上の人が免疫を獲得できます。また、2回の接種を受けることで多くの方に免疫をつけることができます。



鴻巣市医師会

